#### 第1号様式

#### 市民との意見交換会・報告書

開催地区:日新地区 開催日時:令和4年11月15日(火) 18時30分 ~ 20時00分

担当班 : 第4班(出席議員) 目黒章三郎、渡部 認、大竹俊哉、奥脇康夫、髙橋義人

開催場所:日新コミュニティセンター

参加人数:男性 9名、女性 1名、合計 10名(うち班外議員 0名)(他自治体等傍聴者 5名)

会場の雰囲気、次回に向けての反省点、申し送り事項など

1. 意見交換の総括

- (1) 議会報告、市政全般についての総括
  - ① 猫の餌撒き問題
  - ・前回の意見交換会で出したが、進展がない。会津若松保健福祉事務所にも訴えてきたがそれでも進展がない。地区で猫の鳴き声で困っている住民もいる。市のまちづくり整備課にも話しているが、できるだけ早く解決してほしい。との意見が出された。議会としても餌撒き禁止条例などの研究が必要ではないかと考える。
  - ② デジタル田園都市国家構想の市民への浸透
  - ・デジタル田園都市国家構想、ICTの取り組み、その恩恵が市民として理解しづらいとの意見が出された。議会としてもこのような市民の声を、今後も当局に伝えていかなければならないと考える。
  - ③市内の空き家問題
  - ・空き家が利活用しやすいよう、市は解体に補助金を出すことなども検討すべきではないかなどの意見が出された。この問題も所管が多岐にわたるので、議会としても特別委員会の設置も含め検討すべきではないかと考える。

#### 【その他の主な意見等】

・地区の主な問題として、日新小学校前の道路は道幅が狭く、車の往来も多いことから、子ども達が安全に通学できるようにスクールゾーンに指定してほしい。五月町わんぱく公園の整備について、提起を受け、現地調査を行った。

### 〇 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの①回答(処理)済②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容 議会(議員)の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況			※項目
中氏の元百円存			番号	対応	キーワード
	意見交換会冒頭の議会報告後質問がなかったの				
	で、広報議会7ページの別掲2 要望的意見「未対 応となっている道路整備要望の整備について」を説				
	明した。				
会津若松駅前整備について、JRの土地を買う予	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
定なのか。予算があるなら、けやき通りから陸橋ま					
での整備もやってもらいたいのだが。	インター南部幹線の整備については、交差点改良				まちづく
	工事として観音寺前交差点の工事が行われている。	$\circ$	1		よりノ
	今後の拡幅工事の伸長については、具体的な計画は				
	ないが、いつの日か住民要望に答えられるよう努めていきたい。				
り組んでいるのか。	全体としてゼロにすること。				
) // James 6 1 1 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	本市では昨年(令和3年)12月に、市長が2050年				~!!! (숙~
	までに達成したいと発表した。	$\cup$	1		環境
	子ども達の通学路の安全確保は非常に重要だと考				
どもが多く通る。学校前の道路をスクールゾーンに				TELLIGITADEST 公公 中日	
指定し、子ども達の安全を確保してほしい。	通学路交通安全防犯プログラムに基づき、警察 署、道路管理者及び学校関係者等で編成する通学路			現地確認後、担当課に聞き取り	
	古、		(2)	調査を行った。	学校教育
	策を講じ、通学路の安全確保に努めていると把握し		2	(事後処理報告	子仪教育
	ている。スクールゾーンの指定については、教育委			書P5に記載)	
	員会に要望があったことを伝えたい。				
冬期間、除雪をしていただいているが、除雪した					
雪が山になることがある。昨年は排雪をしてもらい		$\circ$	2		雪害対策
助かった。今年もお願いしたい。					

### 〇 議会報告、市政全般について

※分類 ※番号 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	4) 1	処理		※項目
7	741.1 (144.2 (7 ) = 7 )	分類	番号	対応	キーワード
の土地は地区で借りている。予算的に補助してほし	建設委員会で固定資産税の減免等について議論した経緯はあるが、実現には至っていない。				
V 'o		0	2		雪害対策
が、進展がない。会津若松保健所にも訴えてきたが それでも進展がない。地区で猫の鳴き声で困ってい る住民もいる。市のまちづくり整備課にも話してい るが、できるだけ早く解決してほしい。		0	2		環境
以前、諏訪神社と話したが、地域の方で話し合って対応してもらいたいとのことだった。	猫の餌やりを禁止している条例をもつ自治体も あったと認識している。それらを参考に、どのよう に対応できるか考えたい。	0	2		環境
デジタル田園都市国家構想、ICTの取り組み、その恩恵が市民として理解しづらい。	市民の方から、そのような声は多く伺っている。本市にはAiCTオフィスがあるが、市民にどのような恩恵があるのかという意見もある。デジタル田園都市国家構想では、本市は医療のオンライン診断、農家と事業者をつなぐ取り組み等、6つの事業で本年(令和4年)10月から実証実験が始まっている。しかしデジタル田園都市国家構想交付金の予算はほとんどがシステムエンジニアの人件費である。今後、成果報告書ならびに補助金申請書を公開させ、市民ならびに他事業所に判断してもらう必要があるという考えのもと、令和4年7月臨時会で附帯決議を行った。	0	1		まちづくり

### 〇 議会報告、市政全般について

※分類※番号●議会に関するもの ○市政に関するもの①回答(処理)済②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容 議会(議員)の発言内容		処理状況			※項目
11.12000万百174	吸去(吸臭)の九百円石	分類	番号	対応	キーワード
五月町には2つの公園があり、造成後に整備がされていない。月に1回~2回幼稚園の子ども達が遊びに来るが、十分に整備されていないため自由に遊べる状況にない。		0		現地確認後、担 当課に聞き取り 調査を行った。 (事後処理報告 書P6に記載)	公園
地区内で、のり面が土で側溝に土が入る箇所がある。10年以上前に市に要望している。最近、市に確認したところ、「5年かかる」と回答を得た。早めに対応してほしい。		0		現地確認後、担 当課に聞き取り 調査を行った。 (事後処理報告 書P7に記載)	側溝
まちづくりの一環であると考える。家屋の所有者の 考えもあるだろうが、家屋を解体し更地にすれば固 定資産税があがる。これでは解決しにくいと考え	ない。広報議会にも載っているが、総務委員会から	0	1)		防災・安全

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

# <u> 日新 地区</u>

件名	処理(対応)内容	備考
1. 日新小学校前の道路について (P2)	【市民からの要望・質問】 日新小学校前の道路は道幅が狭く、通学時間は子どもが多く通る。 学校前の道路をスクールゾーンに指定し、子ども達の安全を確保して ほしい。	
	【事後処理結果】 スクールゾーンには指定しておりませんが、時間指定による通行区分で安全確保に努めております。今後につきましては地域、学校、警察が合同で行う危険個所点検作業の中でご意見を頂戴しながら安全確保に努めて参りたいと考えています。(学校教育課に11月22日に確認)	口頭での聞き取り調査
	【班としての意見】 スクールゾーン指定の基準を明らかにして地域住民への説明責任を 果たすとともに、スクールゾーンに指定するための可能性についてを 住民の合意形成を含め協議されたい。	

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

# <u> 日新 地区</u>

件名	処理(対応)内容	備考
2. 五月町の児童公園整備に ついて (P4)	【市民からの要望・質問】 五月町には2つの公園があり、美咲公園は遊具もあり除草や植栽などの整備が行き届いている。一方わんぱく公園には遊具もなく遊びに来た子ども達が手持無沙汰となっている。造成後のままにされていると見受けるがその理由は何故か。	
	【事後処理結果】 街区公園の草刈は、6月と9月に年2回実施している。しかし、管理する公園や緑地も多く希望する時期に実施できないこともあるが、イベント等の予定があれば調整に応じている。五月町のわんぱく公園については、土地区画整備事業により整備された公園で、地域住民の意見をもとに運動などを目的に作られた広場的な公園であり、遊具などは設置していない、との回答を得た。(まちづくり整備課に11月22日に確認)	

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

# <u> 日新 地区</u>

件名	処理(対応)内容	備考
3. 西七日町地内の側溝整備について (P4) 所在地:会津若松市西七日町 2-2四津川青果西側	【市民からの要望・質問】 西七日町地内で、のり面が土で側溝に土が入る箇所がある。10年以上前に市に要望している。最近、市に確認したところ、「5年かかる」と回答を得た。早めに対応してほしい。  【事後処理結果】 現地調査の結果、ご意見を頂戴した水路の南側には、出席者のご指摘通り崩落の形跡があり、また北側については概ね適正に管理されているものの、一部に土砂堆積の兆候がみられるとの認識を持ったところである。当該水路について道路課に確認したところ、当該水路はいわゆる「赤道」と呼ばれる法定外公共物であり、水源を有しない降雨時の排水路という位置づけとのことであった。10数年前に一度、形状保持のために畔塗を行ったことはあるが、上記の理由により水路としての定期的な整備については市として行ってこなかったとのことであり、要望事項については市として行ってこなかったとのことであり、要望事項についきたいとのことであった。(道路課に11月22日に確認)	